

クリエンテス再考——その一の一

長 谷 川 博 隆*

Cientes reconsidered

Hiroataka HASEGAWA*

はじめに

昨今クリエンテス(cientes, 概念・理念としてはカタカナ, 複数形を使用する)やパトロキニウム(patrocinium)についての議論が盛んである。それは英語でいうパトロネジをひとつのキーワードとする古代史の再検討をも意味する。

その場合, 社会や政治の仕組みがいわゆるクリエンテスやクリエンテラ(clientela)によって規定される, いやそれを回転軸として政治・社会が動いているか否かが問題となる。ある意味では, まことに当然のことのようだが, ローマ史に限れば, この政治・社会という点も重要である。つまりパトロネジを政治史のキーワードとみるか, 広く社会史の回転軸ととるかということころにも大きな決定的な問題が潜んでいるといえよう。

しかしここでは, その問題にストレートに答えるのではなく, 初心に立ち帰り, クリエンテスやクリエンテラという語句が, 本来いかなる内容をもっていたかを考え直してみたいと思う。パトロナス(複数形はパトロニ。クリエンテスに対応する形としては単数形を用いる)やパトロキニウムという表現も網羅的に検討すべきであるが, TLLの当該項目が未公開なので手元の材料で整理できる限りの指摘にとどめ, 詳しくは次の作業に譲ることにしたい。

史料にクリエンテスとかクリエンテラではなく, ただフィデス(fides, 信義・信頼)とある場合でも明らかにクリエンテスやクリエンテラを示すケースが多いし, その点に対するめくばり——何故クリエンテスなる表現が用いられないかという問題とも絡んでくる——も怠らず果たしてゆくつもりであるが, ここでは敢えて字句の問題に終始することにした。この小稿が, 個別研究や大きな問題を展開させるための基礎作業に他ならないからである。もちろん, 言語表現をどれほど追っていても, それだけでは社会の構造や社会を動かすものに迫ることはできないが, ここではそういった大きな課題に肉薄するための前提作業を行うことにしたい。

実は, この小論は昭和二七年(1952年)一二月に東京大学文学部に提出した論文, いわゆる卒業論文「共和政末期ローマのクリエンテラ」の前編の第一章の一部(因に前編は四つの章に分かれ

*人文系列 (Department of Liberal Arts and Sciences)

ていた)を、その後の研究の進展をふまえて活字にするものである。汗牛充棟もただならぬ論文や著書を十分に検討する余裕はないが、Gelzer (1912年)——Brunt (1988年)という流れの中に私の小論 (1952年)をすえて¹⁾、現在学界を賑わせているパトロネジ論に対する素材を提示するのだが、本小論のねらいである。したがってここに示すのは、必ずしもオリジナルな問題意識、構想の下に展開させられたものではない。そういった性格のものは、すでに論文の形で活字に移してある²⁾。むしろここでは、そのような論文の基礎にすえねばならないナイーヴなことを並べ直すにすぎず、基本的には拙論の四〇年前 (今から八〇年前)のGelzer教授の仕事においてすべてが尽くされていると慨嘆せざるをえなかった私の、今から四〇年前の旧稿のままであるが、注を整理し、あまりにも稚拙な文章や史料の読みの浅い箇所には手直しを施してある。

一 クリエンテス

I 表現と問題点

史料にはクリエンテスやクリエンテラはどのように描かれているか。それはどのような型に分けられるか。

一般にローマ史家がクリエンテス、クリエンテラという場合、限定されて用いられるよりも、きわめて自由に広くこの表現が使用されるのを常とする³⁾。ただ実際クリエンテス、クリエンテラという表現の対象とするところは、それぞれの時代の人にとって、いかなるものであったか、何を意味したか、既成の概念や学説にとらわれず、一応網羅的にクリエンテス、クリエンテラをラテン語史料のなかから摘出し、差当たり共和政末期に限定して (といっても帝政初期も視野にいれないわけではない。そこには基本的な点で社会構造に変化がないとみるからであり、クリエンテスを政治史の枠内で理解しようとする在来の大きな流れの見直し、つまり「社会」「社会史」の拡がりのなかでそれを論じなければならないからに他ならない)、この表現形式の意味する範囲を明らかにしたい⁴⁾。何故共和政末期に限定するのか、その点に関しては、いわゆる古い時代のクリエンテスとの異同の問題、もっと突っ込んで言えば他ならぬ共和政末期の人による古いクリエンテスの理想化があるからである。つまり共和政末期にクリエンテスをめぐる問題の起点があるといえよう。もっともここで示すのは、概念規定というほどのものではなく、ただ事実は如何様であったかという点である。

ところで *cliens* を、語源的には(a) *colo* と結びつける説もあるが、それは(b) [*in*]*clino* からきたもの、あるいは(c) *clueo-cluens-cliens* のいずれかであることにはほぼ間違いなく⁵⁾、クリエンテスは本来決して固定した身分や階級の呼称ではないが、第一に気が付くことは、社会的な下層民からなる“隷属者”を指すこと、実際には社会のあらゆる階層のなかにクリエンテスが存在したとしても、上層身分、とりわけ元老院身分に対しては、このような表現はまったく用いられていないことである。社会通念としては、一応クリエンテスなる表現は身分卑しき者を意味すると言ってよからう⁶⁾。この点は、共和政から帝政への移行にあたっても変わらない。さればこそクリエ

ンテスは、ののしりや侮辱のニュアンスをこめた表現として登場することにもなり、クリエンテスと呼ばれるのは屈辱であり、決して好ましいこととは思われなかった⁷⁾。さらにクリエンテスはうちに対蹠概念を内包していること、つまり他方の極にパトロヌスを想定する相対的な人間関係の今一方の極にあたる。クリエンテスやクリエンテラの内容が多種多様であるとはいえ、表現形式としてはこのように限定されたものであった。

キケロにおいては、必ずしもそれ程簡単には独立してクリエンテスという表現は用いられず——その使用度はいちばん多いが——、カエサル『ガッリア戦記』においては割合安直にこの語が使用されていること、さらには自らがいわゆるクリエンテスであったというべきマルティアリスにあっては、誇張を伴っているものの、自虐的なニュアンスをこめて用いられていることが照応するといえよう⁸⁾。

なお、クリエンテスという表現が下層民に限定されて使用されることは、いわゆる保護・隷属関係という点、当然クリエンテスと呼ばれるべき存在に対して別の表現の使われたこと、したがってそのような表現もまた、社会構造上広くクリエンテスの枠のなかに入れて理解しなければならないことを暗示しているのではなかろうか。表現形式の問題から逸脱しないように心しながら、上の点を常に考察の底に潜ませて考えてゆきたい。

II クリエンテス

一個の表現としての共和政末期のクリエンテスは(帝政初期をも含めて)、どのように区分したらよいか。「個人的なクリエンテス」と「公的な=共同体のクリエンテス」に分ける(v. Premerstein, Mommsen)方が便利かもしれないし、また最近、語の antique な意味でのクリエンテスと法廷で弁護される人、政治的なクリエンテラ関係にある存在との三分説が登場し⁹⁾更には①保護してもらうため、その身を[他者に]託する人、②ローマにおける利益代表者としてのローマ人の保護者との関係をもつイタリアその他の町の人(後述のように hospes と絡む)、③外国の隷属者とに分ける人もある¹⁰⁾。筆者は Gelzer の示す①Naheverhältnisse, ②Schutzverhältnis, ③Freundschaft, それらをひっくくめて Treuverhältnisse(fides を軸とした)とする整理に惹かれるが¹¹⁾、ここでは敢えて広くクリエンテスの枠に入れらるべきものも含めて、以下のように三つの範疇に分けた。

第一が、ローマ初期のクリエンテスの本質を継承し、パトロヌスの家と強い内的な結合関係にある被保護・隷属者クリエンテス¹²⁾。勿論ローマ初期のクリエンテスの本質といっても共和政末期(帝政初期)の人によって組み立てられ、理想化されたものである!

第二が、本来クリエンテスのもつ特定の機能が分化し、それを核とする存在(階層)になったもの。従属者階級。クリエンテスと呼ばれないこともある¹³⁾。

第三が、本来的な身分や階層にかかわらず、広く上下関係の下位に属するもの、あるいは保護・隷属関係にあるもの。その際、必ずしも呼称としてクリエンテスが使われるとは限らない¹⁴⁾。

もっともすべてのクリエンテスが、画然としてこれらに分類されるとみるのではない。またこ

ういった型のクリエンテスが段階や層をなしているというのでもない。

共和政中期から末期ローマの史料にあらわれる限りのクリエンテスを網羅的に並べるとほぼ次のようになる。パトロヌスとクリエンテスとを結ぶ紐帯はフィデス、つまり法的なものではなく道義的なものであり¹⁵⁾、クリエンテスとパトロヌスは共通の利害の上に立ち(Plaut. Menae. IV-2(581). Vell. 2, 7, 3~amicus とともに)、平時にあっても一般的な従属者であり(Liv. 23, 7, 10~filius とともに。Liv. 36, 15, 4~ローマ的な現象がギリシア世界に存在するかのごとく描いたもの)、裁判に(Liv.38,51,6~amici とともに)、またフォルムに従い、パトロヌスの選挙運動に働く(Q.Cic.Comm.pet.34; Cic. Mur. 7.~ここにはクリエンテスとはないが、69をみよ)。ところでパトロヌスの事急なときには親戚や友人とともに金銭的な助力をなし(Liv. 38, 60, 9)、友人(amicus)とともに主人を護衛し(Sall. Cat. 26, 4. cf. Cic. Catil. 3, 2, 5)、解放奴隷と一緒に扇動者となり(Sall. Cat. 50, 1)、ときには当然のこととして軍事奉仕をもなす(Liv. 26, 50, 14)。クリエンテスは金持ちの周囲に蝟集し(Sen. contr. exc. 5, 2)、法廷で弁護してもらい(Plaut. Menae. IV-2. Horat. Carm. 3, 5, 53-54. epist. 2, 1, 104. Suet. Aug. 56. Cic. Brut. 97. etc.)、主人から忠告や指図を受け(Horat. epist. 2, 1, 104. cf. Plut. Cat. Mai. 24)、主人の保護・権威の下さらには絶対的な意志の下にあって、服従(observare)尊敬(colere)をこととして、パトロヌスとの意思の一致を必要とする(Cic. Mur. 70. A quibus...diligenter observari videmur et coli...Rosc. Ame. 106. ここでは古い父祖伝来の“patronos hospitesque”と)。主人の側からいえば、以上の政治的・軍事的な意義に加えて、クリエンテスを沢山もつこと(CIL, 6, 21975)は誇りであり(Cic. Cluent. 94; Sall. Jug. 85, 4)、家の声望を誇示する道具(Stat. The. 1, 146; Horat. Carm. 3, 1, 13~数の多さが力に。Sen. epist. 59, 15)としてだけではなく、金を儲けるひとつの手段としても(Cic. Parad. 46. cf. Liv. 38. 60, 9; Plaut. Menae. 574)クリエンテスが考えられていた。以上が、史料にあらわれるクリエンテスの姿である。なお、碑文史料にはクリエンテスがきわめてまれにしか登場しない点、いやあまりみられない点は注目してもよいが、碑文のもつ本来的な性格からいって当然であろう¹⁶⁾。

では何故これらのクリエンテスをまず二つに分けたのか。

史料にあらわれる限りのクリエンテスを厳密に区分することは不可能であるが、被保護者としてのクリエンテスは劣等感・屈辱の思いにみだされた存在とはいえ、明らかに家権力=家長権と深い関わりをもつ者を指し、第二の従属者階級としてのクリエンテス、あるいはクリエンテスの諸機能の一つをもつ存在は、比較的パトロヌスとの紐帯が弱く、その結びつきに内的な必然性が乏しく、時宜に応じた結合関係になるといえよう。

“per amicos, clientes, hospites, libertos denique ac servos tuos”(Cic. Att. 1, 20, 7)、あるいは“colonus..., vicinus...cliens..., libertus”(Cic. Caec. 57)、または libertus, uxor と並んだ cliens(Sen. dial. 5 [=de ira3], 35, 1)は、明らかに解放奴隷や奴隷と区別された自由民であるが、[その大多数は]パトロヌスの家とは内的に固く結合し、ときにはいわゆるファミリアを構成し¹⁷⁾、家権力との関わりの下、上記のようなパトロヌスと相互依存関係にあり¹⁸⁾、これらを第一範疇すなわち狭義のクリエンテスとする。解放奴隷のクリエンテスも、史料にかなりみられるが、家権力=

家長権のもっとも特殊化された型として隷属性が強調される点、第一種のクリエンテスの変形とみてもよいが、一般にはクリエンテスの中には考えられず、別個の考察を必要とする¹⁹⁾。

従属者階級としてのクリエンテスは、史料の上では広く帝政期に現われ、ときには機能的に *saluator(-res)* と同一視される。というよりは、機能的にクリエンテスの恥づべき一属性たる *salutatio* のみに関わりのある階層となる。群れをなして (*Sen. contr.* 2, 1, 1. *Sen. Dial.* 6 [=Marc], 10, 1; 10 [=Brev], 7, 6) 富のまわりに集まり、奴隷からも侮蔑視される (*Iuv.* 5, 64. cf. 3, 188～奴隷や解放奴隷を買収する) 階層であり (自由人としては容易ならざることであろう)、第一種の被保護者クリエンテスと分けたのは、クリエンテスの基本的な様々な性格が失われ、ただ“従属”あるいは一つの機能のみが残存し、クリエンテラにはいるのは生計のため以外のなにものでもなく、そのためにパトロヌスを沢山得ようとして奔走する点、パトロヌスの家との内的な必然的結合がまったく考えられないからである²⁰⁾。それは、彼らが上記の解放奴隷・奴隷からも軽蔑された存在であったことから十分に納得できよう。このことは解放奴隷や奴隷が主人の威を借りた、すなわち家権力 (=家長権) にくるまれた存在であるのに反してこのクリエンテスが主人の家に結合していないからというべきだろう。このようなクリエンテスは、都市無産大衆からなる職業的な従属者つまり *salutatores* 化した存在である²¹⁾。こういった性格のクリエンテスは、通史的には帝政初期に登場するとされているが、共和政末期社会にもこのような意味のクリエンテスの存在したことは十分に認められ、たとい表現としてはなかなか発見できないとしても (共和政期にも呼称としての *salutatores* は存在する～*Q. Cic. Comm. pet.* 34) その事例は枚挙に暇ない²²⁾。

このような型のクリエンテスが前面に出てくることによって、帝政初期のクリエンテスがもはや歴史、とりわけ政治史を回転させる軸ではなくなっていると主張されてきたが、この時代のクリエンテスのポジティブな役割を捉え直そうとしたのが Saller であり、また1991年の春に行われた日本西洋史学会のシンポジウムの主題の一つ「古典古代とパトロネジ」でもあった²³⁾。

実は、共和政末期のクリエンテス・クリエンテラの成立源として古い時代のクリエンテラのそれ²⁴⁾をそのまま当て嵌めることはできない。もちろん *applicatio* (*Cic. de orat.* 1, 177) や *deditio* (*Cic. fam.* 15, 4, 15; *off.* 1, 35) など、古い時代のクリエンテス成立の場合と同じような例も生き続けるが——特に共同体のクリエンテスに関して——、むしろ上述のように社会的な下層民が生計の資を得るため、一方上層身分の者が政界登竜を狙って、クリエンテス側からいえば自発的に、パトロヌス側からいえば恣意的に、権力者のクリエンテスが形成されてゆく形が、共和政末期から帝政初期にかけて一般的であった²⁵⁾。その上でクリエンテスを二つの型に分けたのは、家・家長権の問題が大きな意味をもっていたからである。

クリエンテス～クリエンテラの相対概念はパトロヌス (パトロニ) である²⁶⁾。表現としてのパトロヌスを完全に整理するにはいたってないが、主に①奴隷の解放者と②法廷の弁護人を指し、それに加えて③共同体 (国家・地方共同体・コッレギウムなど) のパトロヌスとして史料に登場する²⁷⁾。そこでパトロヌスに相対する存在がクリエンテスと呼ばれる。ところでクリエンテスと呼ばれるべき人物が、数多くのパトロヌスをもったことは言うまでもあるまい²⁸⁾。とくにパ

トロヌス=oratorを意味し、キケロが“Brutus”のなかで、もっとも名声高き雄弁家たちをパトロヌスの群れと呼び、しかも上流階層の人たちだけにこの呼称を与えたのは²⁹⁾、クリエンテスが社会的な下層民を意味したのと対照的である。さらにクリエンテスを沢山擁するものは身分高き者を意味することになり、そういった点からもパトロヌスは身分的にも上流層の別称であった³⁰⁾。なおクリエンテスとは異なり、パトロヌスは碑文にも数多く登場するが——帝政期だが——、それはとくに共同体のパトロヌスの場合にクリエンテスによる奉納碑文という形で以て数多く存在したからとみてよからう³¹⁾。

このように見てくると、表現形式の面では、共和政末期ローマ社会は、パトロヌスといわれる保護者連中=身分高き者と、クリエンテスと呼ばれる隷属者および従属者たち=下層民との連携(クリエンテラ)から成っていたといえないだろうか。もっとも昨今は、このような捉え方に対する批判も多くみられるし、明らかに一元化は問題というべきであろうか³²⁾。

本来クリエンテスに付随する特性であったものが抽出されて、特殊化され、さらには一般化された場合のsalutatores=clientesという型と並んで、被弁護人をクリエンテスと呼ぶにいたる。史料にはクリエンテスを弁護するというケースが多く、これが[A]クリエンテス=被弁護人(弁護依頼人を含む)なのか、[B]被保護・隷属者クリエンテスが法廷で弁護されることを意味するのかは、なかなか決しがたい³³⁾。時代人の意識の下では、法廷で弁護されることがクリエンテス成立の契機であり、また法廷で弁護することがパトロヌスの最重要の義務であったから、[A],[B]両者は混同されて様にクリエンテスと呼ばれたのではあるまいか。しかし次第に[A]が[B]を優越してゆく。少なくともクリエンテス=被弁護人と第一の型のクリエンテスとの間には明確な線を引くべきであり、したがってこれは第二の型のクリエンテスのなかに入れねばなるまい³⁴⁾。

第三の型のクリエンテスは、もちろんクリエンテスと呼ばれる場合もあるが、それ以上にフィデスの下にある存在とか、あるいは別の呼称が使用されるなど様々である。次に取り扱う hospites, amici 等も、この第三の型のクリエンテスと深く関連する(注14参照)。

いずれにせよもっとも重要なことは、クリエンテスが法的な関係を示すものではなく、事実上の保護隷属の人的結合関係だったことであろう。

二 クリエンテラその他

I クリエンテラ

Gemeindeklientel, Provinzialklientel または Klientelstaat, —Fürst,—König という表現が一般に用いられているが、そこではクリエンテスという言い方はあまり使われず、クリエンテラがすこぶる多く使用されている。対象者本来の性格及びその有り様からして、基本的には家権力との関連の下にあるが、表現形式の上からは、差当りクリエンテスとは別個のものにしておきたい³⁵⁾。ただクリエンテラ関係に入るとされる点で、この範疇に hospes, amicus(comes)なども含めて考えねばならない。

クリエンテラは、それ自体保護隷属関係を示すが、関係の対象者たるクリエンテスそのものを指す場合がきわめて多い³⁶⁾。いや、かえってこの方が多い。語義・内容上では内的・必然的な相互関係である点、salutatores的なクリエンテスにはこの表現は用いられず、個人としてのクリエンテスを指す場合にもパトロヌス側のクリエンテスに対する依存度が高い³⁷⁾。Tacitus.ann.3,55のように従者、子分として、パトロヌスの勢威を示す証左にしかすぎない場合もあるが、それは殆ど例外とすべきであり、ポンペイウスとそのパトロヌスとの関係を示す父祖伝来のクリエンテラ、つまり家に結びつくクリエンテラは言わずもがな³⁸⁾、積極的な内容～助力・支柱を意味することが多い。すなわち「何某のクリエンテラ」というだけで、具体的な内容を持たぬ場合はともかく、クリエンテラが一つの意味内容を持つとき、決して単なる従者的なものではなく、助援者を意味するか、被保護者を意味するかそのいずれかである³⁹⁾。

私の見たかぎりでは、Martialis,Iuvenalisにおいてはこの語はまったく用いられず、大 Seneca に 1 回、小 Seneca に 2 回（しかも転用）使用されているだけである。帝政期の作家が殆ど使用しない表現、というよりは共和政期を対象とする特徴的な表現とすべきではなかろうか⁴⁰⁾。なお「クリエンテラとフィデスのなかに」という表現も頻出しており、碑文には結構クリエンテラが多くみられること（この場合は主に帝政期）、それは明らかに共同体のクリエンテラであるが、この点も重要であろう。

次に Gemeindegliedertel とか Provinzialgliedertel あるいは Klientelkönig という場合、果たして共同体同士の関係がクリエンテスもしくはクリエンテラと記されているだろうか。

ここには少々重要な問題が潜んでいる。それは、共同体同士の関係は決してクリエンテスあるいはクリエンテラではなかったからである。もちろん、ローマのクリエンテラという表現もないわけではない⁴¹⁾。しかしローマに相對する君主や共同体は、法的にはローマと同盟・友邦関係にあり、事実上ローマの一個人とクリエンテラ関係にあったのである。本来的にはローマとクリエンテラ関係にあったのではない。したがって彼らは、一般には amicus(あるいは hospes)と呼ばれたのである。

では「ローマのクリエンテラとフィデスのなかに」とか「ローマのフィデスの下に」という慣用的な表現はどうなるのか。呼称は然りだが、現実には誰かの、あるいはどの家かの、広い意味でのクリエンテスのなかに入れられることを意味したとみるべきであろう。

II ホスベス(hospes-hospites,hospitium)

ホスピテス、ホスピティウムとクリエンテス、クリエンテラとは、厳密には区別されるべきであろう⁴²⁾。ホスピティウムは、元来、同等の権利を持つ者の間の関係であり、現実には、法的にローマに隷属しない町(colonia, municipium)の人が在ローマの、またはローマ人のパトロヌスを選びとることである。原理的にはローマにおいては、彼らは外人として法的には無能力者であったからである。このローマのパトロヌスは実質的には procurator であるが、一応ホスピティウムとクリエンテラとの二重関係を負うものとみられる⁴³⁾。

実際問題として、その働き、有り様の点、クリエンテスとホスピテス両者の区別は全くなく、混ざり合ってクリエンテラのなかに包摂されている。当該時代人にとってはホスピティウムとクリエンテラとの明確な、法的な（もっともクリエンテラは法関係ではない！）区別は考慮の外にあったといわざるをえない⁴⁴⁾。その理由は何よりもクリエンテラが法外の実事関係であったことによるが、現実にはフィデスのなかに受け入れられた点の強調⁴⁵⁾と、ローマの主権の拡大とともに当該ホスピテスが法的には対等であっても事実上および意識のうえでは十分に隷属的となったことから納得できよう。このように本来上下差はないのに、ホスピテスも上下関係の中におかれることになるのであった。ローマのノビレスは *municipium* からの富裕者たちを下級者・劣格者とみなしていたのである⁴⁶⁾。時代人とともにホスピテスを広く「クリエンテラの中にあるもの」として捉えたい。もちろん、ホスピティウムとクリエンテラは区別される場合もあるが、フィデス理念というかぎりでは両者は相関連する⁴⁷⁾。その点、前に示した第三の型のクリエンテスに入ることになるといえよう。その際、要になるのは理念としてのフィデスの存在である。

Ⅲ アミクス(*amicus, amicitia*)とコントウベルナリス(*contubernalis*)

アミクスはクリエンテスと並記されることが多く、明らかに同意反復でなく、別種なことはただちに察せられるが⁴⁸⁾、機能上は両者相覆う。新米の政治家が、保護者の家を毎朝訪問するの一日の責務としていた場合、彼らがアミキと言われても、その動き、有り様の点ではクリエンテスと選ぶところはない（本小稿、注20.22など）。また C. Gracchus と Livius Drusus が友人 (*amici*) を三クラスに分けたといわれるが、これは明らかにクリエンテスである⁴⁹⁾。なお保護・隷属的な地位にあるものではなく、むしろ友人と呼ばれるべき人物が、クリエンテスとされている例にも出会う⁵⁰⁾、また上に記したように逆にクリエンテスがアミキと呼ばれている例にも遭遇する⁵¹⁾。

クリエンテスとアミキ(*contubernales* も加える) との差・区分の規準をどこに求めるべきであろうか。 *amici, contubernales* をクリエンテスと比較した上で自発的な従属者とするよりは、もちろん例外もあるが、①家長権との関わりが希薄な点で第一範疇のあの本源的な狭義のクリエンテスと分けられ⁵²⁾、②社会的な地位如何、即ち典型的な下層民でない点がクリエンテスとアミキとの表現の差となったのではなかろうか⁵³⁾。この点が第二範疇、否クリエンテスとも分けられるのである。とくにこの②の証拠として、前134年(小) Scipio Africanus が Numantia にむかってローマから500人の友人(アミキであろう)とクリエンテスを引具したとき、クリエンテスが歩兵を構成し、アミキが司令部付となったこと⁵⁴⁾、また共和政期においては騎士身分の者が軍務を *contubernalis* を以てはじめたことを挙げておこう⁵⁵⁾。なお②の変種として、地縁的な結合と然らざる保護・隷属の間関係の差を挙げることも可能であろうか⁵⁶⁾。

古くクーランジュは *commendatio* によって推薦された人物を一般にクリエンテスに入れているが⁵⁷⁾、G. Trebatius のような人物は厳密にアミクスまたは *contubernalis* と解すべきであろう⁵⁸⁾。またキケロが多くの人を他者に *commendatio* したといわれる場合⁵⁹⁾、その多くが *amici*,

contubernales を意味したのではなかろうか。それは家長権、家権力との関わりの中にあるものではない。それ故、この事実を以て、狭義のクリエンテスをパトロヌスが自由に移動させることが是認されていたとも、また狭義（第一範疇）のクリエンテス自体が勝手にパトロヌスを変え得たとも考えるべきではなかろう⁶⁰。

なによりも *amicitia* の底を流れるのはフィデス理念であり、フィデスは *firmamentum amicitiae* であることは忘れてなるまい⁶¹。

古く Mommsen は *hospitium* と *amicitia* は、同等の者の間の保護関係で、その点、上下関係者間のクリエンテラとは異なると主張したが、同一人物にこういった表現が混用されているし、厳密には区別できない。そして同等の関係が実質上は上下のものになってゆく。それよりも重要な点は、「上下」「同等」の関係といってもフィデスが双方を規制することであろう。Gellius.5,13 という反論があろうとも、具体的かつ実質的にはクリエンテス、アミキ、ホスピテスはかなりのニュアンスを含みつつ相覆う面が多いといわざるをえない⁶²。ただこれらがすべて重なるとは言えないし、またその間に前後・優劣関係も認められるし、*amicitia* や *hospitium* をあまりにクリエンテス・クリエンテラと関連づけて考えるのは、たしかに Brunt のいうように問題かもしれない⁶³、その差異もはっきり示されている史料もあるが、相覆うという程度のことは記しておいてもよからう。

それは、こういった様々な型の忠誠関係→保護・隷属関係の底を流れる理念としてのフィデスの存在を何よりも重要視するからである。そしてこのような関係はフィデスという限りでの世襲性を有したことも忘れてはなるまい。また、それが他の姻戚・親戚関係との優劣の問題ともなるのであった。もっともフィデスの問題は別に稿をあらためて、共和政から帝政への転換期のフィデスの変化・変質の有無を考えながら、つまり人的結合関係の底を流れる理念の継続性とその変化の問題に焦点を合わせながら論ずることにしたい⁶⁴。

クリエンテスの転義や転用については触れなかったが、すべて献身するもの、従属するものを意味したことは明らかである(TLL.III,1346)。

この小篇では、ただ史料の示すことを並べたにすぎず、最近の学界におけるクリエンテス、クリエンテラの重みの見直しについての議論には全く立ち入れなかった。

結びにかえて

この小論では積極的なことは何一つ論じていない。大筋としては学界での共通認識とされていることの再確認である。表現形式に焦点を合わせながら示したのは、第一に、クリエンテスは二つの範疇に分かれることであった。一つは家との繋がりの強い存在（父祖伝来のものとなる）、いま一つはクリエンテスの機能が分化したもの、その典型例が、クリエンテス＝被弁護人と従属者階級としてのクリエンテス＝*salutatores* である。そして第二の型が前者に優越してゆく。またローマ人の間での表現に関してのこだわりが、つまり卑賤の者にしかクリエンテスなる表現を与

えなかったこと、更にはまたクリエンテスと呼ばれるのが屈辱以外のなにものでもないということが、幅広く、忠誠関係の一つたるホスピテスやアミキをも広い意味でのクリエンテス（呼称としてはクリエンテスとはいわれぬ）のなかに繰り込み、三者の境界線を定かではないものにした。クリエンテスなる表現が卑賤者に限定されていたとすれば、卑賤ならざる被保護者にいかなる表現が与えられたかを考えてみればよかろう。しかし呼称は呼称として、これらも広い意味でのクリエンテスのなかに包摂される。それはその底を流れているのがフィデス理念であったからといえよう（注11参照）。また、クリエンテス自体が完全に *salutatores* 化し、一方本来が同等の関係（双方を同等に規制する関係というべきか）も上下の支配・隷属関係になるとともに、フィデス理念、とくに理想型としてのクリエンテスがむしろはるかなる懐古の念をもって、創造されるのであった。それが古い時代のクリエンテスでもある⁶⁵⁾。

昭和27年12月
平成3年9月補訂

[注]

- 1) M.Gelzer, *Die Nobilität der römischen Republik*, Leipzig 1912 [= *Kleine Schriften I*, Wiesbaden 1962, 17-135]. 以下の引用は Gelzer, Nob. と略し, Kl.Schr. の頁も加える。P.A.Brunet, *The Fall of the Roman Republic*, Oxford 1988 の第八章「Clientela」が重要。紙幅の都合で、その間の文献を一点だけあげると、N.Rouland, *Pouvoir politique et dépendance personnelle dans l'antiquité romaine*, Latomus 166, Bruxelles 1979.
- 2) 「ホラティウス・カルミナ2-18-25にみえるクリエンテラについて」関西学院史学9/10号, 1967, 87-120. 「カサエル内乱誌1-34のコローヌスについて」名古屋大学文学部研究論集65, 1975, 1-41.
- 3) Kübler や Sohm, Mitteis, Homo, von Premerstein など法制史家あるいは法制史的な視角からは主に古い時代の一種身分的なクリエンテスについて述べられるだけである。共和政以降に関して広く積極的な意味で使用されてきたのは、Gelzer の 'bahnbrechend' な仕事以降といえよう。その一々を取ってここに挙げる必要あるまい。
- 4) *Thesaurus Linguae Latinae* (III, 1343ff.) を整理したが、クリエンテス (*clienta* もいれて) は約250弱、そのうちキケロは26, Livius は20 (他国のそれが3), Martialis が15, 哲学者セネカが14, 修辞学者セネカが8, Iuvenalis が8, Plautus が15, Horatius が8, Tacitus が10 (外国のそれが5, 転用が1) といったところが主要作家における頻度数である。因にクリエンテラは TLL によれば、碑文を含まずに65 (含んで74)。この表現については後述する。
- 5) A.Ernout et A.Meillet, *Dictionnaire étymologique de la langue latine*, 4éd., Paris 1967, 127; A.Walde-J.B.Hofmann, *Lateinisches Etymologisches Wörterbuch I*, Heidelberg 1938, 233; Rouland, op.cit., 19ff. は *colo* 説をとる。cf. H.Y.Callies, *Zum römischen Klientelsystem, Patronage und Klientel* (ed. H.H.Nolte) Köln/Wien 1989, 26, 1.
- 6) *Lex Acilia* (B.C.122) では、明らかにクリエンテスと考えられる存在が、ただ、"…qui in fide is erit…" と記されているが、この場合クリエンテスが政務官を指したからであって、事実上は政務官である人すら、別の人物のクリエンテスになっていたことを示してくれはするが (この点を強調するのは、古く F.de Coulanges, *Histoire des institutions politiques de l'ancienne France V, Les origines du système féodale*, Paris 1890, 205-225), クリエンテスという表現がこのような階層の人物には用いられなかったとすべきであろう。もちろん卑下し、謙遜して、自らをクリエンテスと呼ぶことはある (キケロと

Vatinius の場合, Cic.fam.5,9,1.)。cf.Mart.4,40,1;12,36,8;Iuv.5,109。なお Mart.10,10 (皮肉な調子で cliens とはあるが!) ;12,26では元老院身分やコンスル格の人が, 行動や生き方の点でクリエンテスに他ならなかったというべきであるが, そこではあからさまにクリエンテスという表現は使われていない。

- 7) I.Opelt,*Die lateinischen Schimpfwörter und verwandte sprachliche Erscheinungen*, Heidelberg 1965, 199; 207; Sen. Contr. 5, 2, 1. cf. Cic. off. 2, 69.
- 8) キケロはもちろん他の作家に比べて, クリエンテスの使用頻度はもっとも高い。しかし, 明らかに他の隷属者, amici,hospites さらには奴隷や解放奴隷などと併記したケースが多い(Cic.Att.1,20,7;fam.5,8,5;Cato 32.cf.inv.1,109)。カエサルに関しては, 古いが Th.Mommsen,*Römische Forschungen I*,1864,355,2. [=HZ.1,1859] (以下 For.と略す) ここではその内容や有り様には立ち入らない。Martialis については, これまた古い, Friedländer による注釈書 (新版は Amsterdam 1967)及び *Darstellungen aus der Sittengeschichte Roms*.10Aufl.,Leipzig 1922 [repr. Aalen 1964], II, 243ff. cf. I, 227ff.
- 9) Rouland,op.cit.,324.
- 10) P.G.W.Clare(ed),*Oxford Latin Dictionary*,Oxford 1982,336f.
- 11) Gelzer,Nob.52 [Kl.Schr.I,71f.];Die römische Gesellschaft zur Zeit Ciceros,Neue Jahrbücher 23,1920,9f. [Kl.Schr.I,164f.]
- 12) 隷属者になることが奴隷身分になることではない点は, Dig.48,15,7,1(Procul.)clientes nostros intelligimus liberos esse.またここで考えられるのは相続の対象たりうるクリエンテスである。
- 13) クリエンテスの職業化された型とすべきかもしれない。Colum.I,praef.8ff.農業を他の生業 (その中にクリエンテスが含まれる。もちろん salutatores となっているが) より称赞している。
- 14) ①官職上の上下 (帝政期のヒエラルヒー体制下では顕然たるものになる)。②amici,hospites 等も含めることが可能。従って表現形式としてはクリエンテスではないが, フィデスのもとにある存在。
- 15) fides については別に原稿を用意してある。Fraenkel や Heinze の古典的な述作の他に文献を二点挙げれば, J.Hellegouarc'h,*Le vocabulaire latin des relations et des partis politiques sous la république*,Paris 1963,23ff.; G.Freyburger,*Fides*,Paris 1986, 149ff.
- 16) TLL.1346;Brunt,op.cit.,391,22.;524,1.誰が, いかなる理由で, 碑文を刻んだかを考えてみればよからう。
- 17) 拙稿「Ciceroの法廷弁論にあらわれる colonus」名古屋大学文学部研究論集68,1976,1-38. とくに 29.familia 成員でないとは, Rouland,op.cit.,91:104 (但し古い時代のクリエンテス),familia を構成しないとは A.Drummond,Early Roman Clientes,in“*Patronage in Ancient Society*”(ed.A.Wallace-Hadrill,London 1989),102(パトロンの家の sacra と関係を持たないからという);R.P.Saller,*Personal Patronage under the Early Empire*,Cambridge 1982,11,16.家長権の及ぶことは, 最古期に関しては想定してもよいのではなかいか (この小論ではそこまでは論じない)。現実問題として, 相続の対象となるクリエンテスは?
- 18) その本質については別に述べたい。家権力, つまり主人=家長の絶対的な意志といっても, それは必ずしも強制ではない。パトロヌスの桎梏にあえぐクリエンテスの姿は史料的には一, 二の例外 (Hor.Carm.2,18,25)をのぞき, 皆無である。拙稿「ホラティウス論文」(本小稿, 注2)をみよ。
- 19) Cic.Rosc.Am.19;Suet.Iul.2.法典に記載されたクリエンテスは, 一般に解放奴隷のクリエンテスである。実は解放奴隷がクリエンテスと呼ばれるのは, 通常クリエンテスの相対概念がパトロヌスであること, それが転じて解放者がパトロヌス, それがそのまま被解放者をクリエンテスと呼んだのではなかろうか。Plut.Fab.Max.13.Fabius が現れると, ミヌキウスは軍旗をその前にたて, 自分は大きな声で以てファビウスを父と呼び, その兵士はファビウスの兵士をパトロヌスと呼んで, 挨拶したが, これは解放された奴隷が, 解放してくれた主人に対する呼称である, という。
- 20) Martialis,Iuvenalis の時代には, クリエンテスは salutatio によって日当(sportula)として100quadrantes を得ていた(Mart.1,59;3,7;6,88; 10,74,4; 10,75,11.Iuv.1,120.etc.なお salutatio は Mart.1,55;1,70;2,18

の他にも多数)。これは昼食の費用に充てる(Iuv.1,134)だけでなく、彼らの全生計をこれで以て賄わなければならなかった(Iuv.1,119ff; Mart.3,30)。しかし100quadrantesではのみしろにしかならず、多くのパトロヌスを獲得することが必然的に求められていた(Mart.10,10;12,26.cf.3,38)。元老院議員も salutatio に。Martialis の記述には誇張があるが、クリエンテスの性格の一端は察することができよう。勿論、彼の文章から共和政期のクリエンテスを推してはならない。古いが、Friedländer, op. cit., I, 10Aufl., 225ff.; J. Marquardt, *Das Privatleben der Römer I*, Leipzig 1886, 204.

- 21) 夙に Marquardt, op. cit., 203ff. 帝政期のクリエンテスの政治的な役割の消える点は、M. Gelzer, *Die Nobilität der Kaiserzeit*, Hermes 50,1915,414. [Kl. Schr. I, 152f.] の指摘するところであり、一般的かつ通史的には nobiles の消滅とクリエンテラの政治的な意義・役割(投票その他)の消滅とを結びつけ、共和政ローマ社会のクリエンテスと帝政期のクリエンテスとの基本的な差異を指摘・論証している。A. von Premerstein, *Vom Werden und Wesen des Prinzipats*, Abh. d. Bayer. Ak d. Wissensch., Heft 15, 1937, 112ff. 特に115. cf. Friedländer, op. cit., 225ff. これは「政治史」に力点をおきすぎた捉え方というべきであろう。勿論 Saller のように帝政期まで本質的に変わらない点を強調する論者もいる。
- 22) Q. Cic. Comm. Pet. 34-38では、いわゆるクリエンテスを三つのグループに分けている。
 [A] Salutatio をなし、一候補から別の候補にと渡り歩く輩——Salutatores, 私の分類では第二の型。
 [B] フォルムに下りて候補者に従う者——Deductores
 [C] 投票を頼み歩くと、その人に従う者——Adsectatores
 このように「政治家が自己の勢力を政治的な隷属者によって伸張するため、あらゆる身分・階層・年齢の salutatores, deductores, adsectatores からなる従者を自己の帷幕下に集めた」という場合、彼らはすべていわゆるクリエンテスを表わしたのではなかろうか。cf. Cic. Mur. 73f. 元来がクリエンテスの義務の一つであった salutatio (早朝の伺候。Hor. Sat. 2, 6, 20ff. etc.) がクリエンテスの徴表となっていたとしても、早暁の訪問・伺候はクリエンテスだけではなく、政界に雄飛しようとする若者や新人にとっては自明のことであり(Gelzer, Nob. 88; Pol. 31, 29, 8—Nob. 85. cf. Cic. Att. 1, 18,1. etc. 元老院議員も salutatio とは Mart. 12, 26), このことだけで以て彼らがクリエンテスと呼ばれた場合もないわけではないが、それは注6と関連することが銘記されるべきであろう。Gelzer, Nob. 85—88. [Kl. Schr. 105—107.]
- 23) 注17の Saller, Wallace- Hadrill(ed.) をみよ。また1991年5月9日に開催された日本西洋史学会第41回大会の古代史のシンポジウム「古典古代とパトロネジ」。cf. J. Bleicken, *Die Verfassungs- und Sozialgeschichte des römischen Kaiserreiches I*, Paderborn 1978, 20ff.
- 24) Th. Mommsen, *Das Römische Staatsrecht III*, 3Aufl., Leipzig 1887, 54ff.; A. v. Premerstein, *clienis, RE, IV*, 1900, 23-55.; Freyburger, op. cit., 149ff. クリエンテスを支えるフィデスのあらわれを deditio, 奴隷の解放, applicatio の三型に分けて論ずる。
- 25) 都市プロレタリアートが将軍の軍事的なクリエンテスになったのは生活の資云々の一例。政界登竜の問題は、Gelzer, Nob. 54ff.; 88. 本小論注22をみよ。クリエンテスの自発性というべき点は、別に稿をあらためて記す。Cic. fam. 12,5,2(Cicero から Cassius に) .tuos etiam clientis Transpadanos mirifice coniunctos cum causa habebamus...
 Gemeindeglientel の場合であるが、パトロヌスは自分のクリエンテスのみならず他の人のクリエンテスをも利用できたことは明らかである。このような成立形式によるクリエンテスが、それ自体本来的にはパトロヌスの家と必然的かつ内的な緊縛関係にありえぬことは当然であろう。
- 26) Plaut. Most. 407; 746 (パトロヌスが相手に対する呼び掛けの言葉として使用されている)。なおギリシア語には π ᾶ τ ρ ω ν という語があるが、ギリシア人はパトロヌスを π ρ ο σ τ ᾶ τ η ς あるいは ε ὕ ε ρ γ ἔ τ η ς と訳している。ギリシア世界においてはクリエンテラは無縁なものといわれている(P. Millett, Patronage and its avoidance in classical Athens, in "*Patronage in Ancient Society*(ed. Wal-

